

あきる野市教育基本計画（第2次計画） 後期実施計画を策定しました

「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」（以下「第2次基本計画」という。）は、「あきる野市教育基本計画（第1次計画）」の方針を引き継ぎ、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するための教育振興計画として、平成26年3月に策定しました。

この第2次基本計画の期間は、平成26年度から平成32年度の7年間と長期に渡ることから、計画推進のために、具体的な施策及び事務事業を定める実施計画を策定することとしています。

この度、平成26年度から平成28年度まで3年間の前期実施計画期間が終了することから、平成29年度から平成32年度まで4年間の後期実施計画を平成29年3月に策定しました。

この後期実施計画は、前期実施計画の成果と課題を整理し、教育における本市の現状、学校や保護者並びに市民の意識やニーズ、時代の潮流などを反映させることで、第2次基本計画を更に推進するものとしています。

重点施策への取組

第2次基本計画は、一人一人を大切に特別支援教育の考え方を基本として、家庭、学校、地域の現状を踏まえ、目指す子ども像と目指す市民の生涯学習の実現に向けた22の基本施

策を策定しています。この基本

施策のうち、「いじめ不登校0

（ゼロ）への挑戦」「学力向上

対策の強化」「特別支援教育の

推進」「生涯学習活動の推進」

「スポーツの推進」「青少年の

健全育成の推進」の6つの基本

施策を重点施策として位置づ

け、第2次基本計画の柱として

取り組んでいます。後期実施計

画における、これら重点施策の

具体的な取組は次のとおりとな

ります。

「いじめ不登校0（ゼロ） への挑戦」

児童・生徒が他者との関わりの中で、人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。いじめや不登校といった課題においては、人間関係や家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密にして、組織的に対応していくことが重要です。特にいじめ対策については、平成27年3月に策定しました「あきる野市いじめ防止対策推進条例」などに基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応の3点に重点を置き、学校における教育相談体制の充実と教員の対応力の向上、関係機関との連携体制の強化を図っていきます。

「学力向上対策の強化」

変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力とともに、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが重要です。

そのためには、教員の指導力向上をはじめ、組織的に授業の工夫と改善に努める必要があることから、東京都などと連携しながら、組織及び個人を対象とした研修を計画的に実施していきます。また、「学力ステッパップ推進地域指定事業」や「学力ジャンプアップ事業」などの活用により、児童・生徒の基礎学力の向上を図ります。



「特別支援教育の推進」

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立

や社会参加を目指すためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を克服できるよう、適切な支援を行うことが重要です。すべての児童・生徒が個に応じた指導や支援を受けられる教育環境の充実を図ります。

「生涯学習活動の推進」

自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援し、その成果を社会に還元できる「知の循環型社会」を目指した学習の仕組みを作り、学習成果の活用を推進する必要があります。

このため、生涯学習推進計画に基づき、豊かな生涯学習社会の実現に向けた確かな推進体制づくりと実行力のある事業展開を図ります。また、学習成果を生かす機会や場の提供を図るために、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進する必要があります。このため、市民との協働による学習機会の場づくりを進めます。

「スポーツの推進」

「あきる野市スポーツ推進計画」に基づき、誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちづくりを推進する必要があります。

このため、市民が生涯にわたる興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を提供します。また、

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートによる国際交流やスポーツ団体・企業との連携によるスポーツイベントの実施など、スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを推進します。



「青少年の健全育成の推進」

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域はもとより、民間団体等の社会を構成する組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。青少年の健全な育成を図るために、野外体験活動など各種事業を通じて、子どもたちに郷土への愛着、自然を敬愛する心、挨拶や人の話を聴く態度など規範意識を醸成します。また、これらの事業を担う団体等に対して支援を行います。